

青森県報

号外第十六号

令和五年
三月二十四日
(金曜日)

目次

○青森県定年退職者等退職手当基金条例……………	(人事課) ……二
○青森県個人情報保護に関する条例……………	(総務学事課) ……三
○青森県受動喫煙防止条例……………	が 生 活 習 慣 ・ 対 策 課 ……〇
○博物館法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例……………	教 育 ・ 文 化 ・ 保 護 課 ……三
○青森県部等設置条例の一部を改正する条例……………	(人事課) ……四
○青森県職員定数条例の一部を改正する条例……………	(同) ……五
○青森県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例……………	(総務学事課) ……六
○青森県情報公開条例の一部を改正する条例……………	(同) ……九
○青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	(市町村課) ……三
○青森県一般旅券発給手数料等徴収条例の一部を改正する条例……………	(県民生活文化課) ……三
○青森県公害防止条例の一部を改正する条例……………	(環境保全課) ……五
○青森県立自然公園条例の一部を改正する条例……………	(自然保護課) ……六
○青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………	(高齢福祉保険課) ……九
○青森県道路法施行条例の一部を改正する条例……………	(道路課) ……四〇
○青森県港湾管理条例の一部を改正する条例……………	(港湾空港課) ……四七

○青森県都市公園条例の一部を改正する条例……………	(都市計画課) ……四八
○青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例……………	(教育職員課) ……四九
○青森県立学校設置条例の一部を改正する条例……………	教 育 ・ 高 等 学 校 ・ 推 進 室 ……五〇
○青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………	警 察 本 部 ・ 交 通 企 画 課 ……五一
○青森県議会委員会条例の一部を改正する条例……………	議 会 事 務 課 ……五三

青森県定年退職者等退職手当基金条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第二号

青森県定年退職者等退職手当基金条例

(設置)

第一条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年十二月青森県条例第六十二号)の規定による定年退職者等に対する退職手当の支給に要する経費の財源に充てるため、青森県定年退職者等退職手当基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第五条 基金は、職員の退職手当に関する条例の規定による定年退職者等に対する退職手当の支給に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

青森県個人情報の保護に関する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三号

青森県個人情報の保護に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の規定に基づき保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續等に関し必要な事項を定め、並びに法の施行の状況の公表について定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(条例個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第三条 県の機関（議会を除く。第十六条において同じ。）及び県が設立した地方独立行政法人（以下「県の機関等」という。）は、規則で定めるところにより、当該県の機関等が保有している法第七十四条第二項第九号に掲げる個人情報ファイルについて、それぞれ同条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他規則で定める事項を記載した帳簿（第三項において「条例個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 法第七十四条第二項第二号から第四号まで、第六号から第八号まで及び第十号に掲げる個人情報ファイル

二 法第七十五条第一項又は前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして規則で定める個人情報ファイル

四 公表することにより当該個人情報ファイルに記録される特定の個人が識別されるおそれのあるもの

3 第一項の規定にかかわらず、県の機関等は、記録項目の一部若しくは法第七十四条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を条例個人情報ファ

イル簿に記載し、又は個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(開示することができる期日等の開示決定等通知に係る書面への記載)

第四条 県の機関等は、開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)をした場合において、当該保有個人情報の全部又は一部を開示することができる期日が明らかであるときは、当該期日及び開示することができる範囲を法第八十二条各項の規定による通知(以下「開示決定等通知」という。)に係る書面に記載しなければならない。

(開示決定等通知の期限)

第五条 開示決定等通知は、開示請求があった日から十五日内にしなければならない。ただし、法第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、県の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、県の機関等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等通知の期限の特例)

第六条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から四十五日以内にその全てについて開示決定等通知をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、県の機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等通知をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等通知をすれば足りる。この場合において、県の機関等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 残りの保有個人情報について開示決定等通知をする期限

(開示請求に係る手数料の額)

第七条 法第八十九条第二項の条例で定める手数料の額は、零円とする。

(開示決定に基づく写しの交付等に係る費用負担)

第八条 開示決定に基づき保有個人情報記録されている文書又は図画の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用の額として県の機関等が定める額を負担しなければならない。

2 開示決定に基づき電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示を受ける者は、開示の方法ごとに当該開示の実施に要する費用の額として県の機関等が定める額を負担しなければならない。

(訂正決定等通知の期限)

第九条 法第九十三条各項の規定による通知(次条において「訂正決定等通知」という。)は、訂正請求があった日から三十日以内になければならない。ただし、法第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、県の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、県の機関等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等通知の特例)

第十条 県の機関等は、訂正決定等通知に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等通知をすれば足りる。この場合において、県の機関等は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

い。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 訂正決定等通知をする期限

(訂正の実施の通知)

第十一条 県の機関等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をしたときは、訂正請求者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等通知の期限)

第十二条 法第百一条各項の規定による通知(次条において「利用停止決定等通知」という。)は、利用停止請求があった日から三十日以内に行われなければならない。ただし、法第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、県の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、県の機関等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等通知の期限の特例)

第十三条 県の機関等は、利用停止決定等通知に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等通知をすれば足りる。この場合において、県の機関等は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 利用停止決定等通知をする期限

(審査請求に係る諮問に対する答申の尊重)

第十四条 法第百五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の規定により諮問をした県の機関等は、諮問に対する答申を尊重して当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第十五条 法第百十九条第三項の条例で定める手数料の額は、二万円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに三千九百五十円

二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

2 法第百十九条第四項の条例で定める手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる者以外の者 法第百十五条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第百十九条第三項の規定により納入しなければならない手数料の額と同一の額

二 法第百十五条(法第百十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 一万二千六百円

3 法第百十九条第三項及び第四項の手数料の納入は、青森県収入証紙をもってしなければならない。

(個人情報の保護に関する施策等に係る諮問)

第十六条 県の機関は、法第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意

見を聴くことが特に必要であると認めるときは、青森県情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(法の施行の状況の公表)

第十七条 知事は、毎年度、県の機関等における法の施行の状況を公表しなければならない。

(施行事項)

第十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(青森県個人情報保護条例の廃止)

2 青森県個人情報保護条例(平成十年十二月青森県条例第五十七号)は、廃止する。

(青森県個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の青森県個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第二条第三号に規定する実施機関(以下

「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第十二条の規定による職務上知

り得た旧条例第二条第一号に規定する個人情報(この条例の施行前に知り得たものに限る。次項において「旧個人情報」という。)の内容をみだり

に他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

4 この条例の施行前において旧実施機関から委託を受けた旧条例第六条第一項に規定する個人情報取扱事務(以下「旧個人情報取扱事務」という。)

又は旧実施機関が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者(附則第八項において「指定管理者」

という。)に行わせている旧個人情報取扱事務に従事していた者に係る旧条例第十三条第三項の規定による当該旧個人情報取扱事務に関して知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

5 この条例の施行の日前に旧条例第十四条第一項若しくは第二項(旧条例第二十六条第二項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)、第二十六条第一項又は第三十二条第一項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

6 知事は、旧条例第四十九条の規定の例により、令和五年度、旧条例の運用状況を公表しなければならない。

7 附則第三項又は第四項に規定する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第二条第八号に規定する個人情報電算ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

8 附則第三項又は第四項に規定する者が、その職務上又は委託を受けた旧個人情報取扱事務若しくは指定管理者に行わせている旧個人情報取扱事務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第二条第七号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

9 前二項の規定は、県の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

10 この条例の施行前にした行為及び附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

青森県受動喫煙防止条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四号

青森県受動喫煙防止条例

(目的)

第一条 この条例は、受動喫煙を防止するための取組について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、受動喫煙防止施策の基本となる事項を定めることにより、健康増進法（平成十四年法律第百三号）その他の受動喫煙の防止について規定する法律及び青森県がん対策推進条例（平成二十八年十二月青森県条例第六十九号）と相まって、受動喫煙防止施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 受動喫煙 健康増進法第二十八条第三号に規定する受動喫煙をいう。
- 二 受動喫煙防止施策 受動喫煙を防止するための取組に関する施策をいう。

(基本理念)

第三条 受動喫煙を防止するための取組は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 受動喫煙による人の健康への影響についての理解が深められること。
- 二 未成年者及び妊産婦は受動喫煙により健康を損なうおそれが高いことを踏まえ、これらの者に対する特別の配慮がなされること。

三 県、市町村、県民、事業者等が相互に連携し、及び協力すること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める受動喫煙を防止するための取組についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、受動喫煙防止施策を総合的に策定し、及びこれを実施するものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、受動喫煙の防止の必要性についての理解を深めるよう努めるとともに、県が実施する受動喫煙防止施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、受動喫煙の防止の必要性についての理解を深めるよう努めるとともに、その事業活動に関し、県が実施する受動喫煙防止施策に協力するよう努めなければならない。

(学校等における受動喫煙の防止)

第七条 健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）第三条第一号に規定する学校（大学を除く。）並びに同条第十号及び第十五号から第十号までに掲げる施設の管理について権原を有する者は、これらの施設の場所内において健康増進法第二十八条第十三号に規定する特定屋外喫煙場所を定めまいよう努めなければならない。

(啓発)

第八条 県は、受動喫煙の防止についての県民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

(支援)

第九条 県は、受動喫煙を防止するための取組を行う県民及び事業者に対し、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村が受動喫煙防止施策を実施する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第十条 県は、受動喫煙防止施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

博物館法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五号

博物館法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(青森県旅館業法施行条例の一部改正)

第一条 青森県旅館業法施行条例(昭和四十五年十月青森県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第二十九条に規定する」を「第三十一条第一項の規定により」に改める。

(青森県立郷土館条例の一部改正)

第二条 青森県立郷土館条例(昭和四十八年三月青森県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(設置)

第一条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館として、青森市に青森県立郷土館（以下「郷土館」という。）を設置する。

第二条中「青森県立郷土館（以下「郷土館」という。）」を「郷土館」に改める。

(青森県立郷土館協議会条例の一部改正)

第三条 青森県立郷土館協議会条例（昭和四十八年三月青森県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

青森県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第六号

青森県部等設置条例の一部を改正する条例

青森県部等設置条例（昭和三十七年三月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「エネルギー総合対策局」を「エネルギー総合対策局
国スポ・障スポ局」に改める。

第二条に次の一号を加える。

十一 国スポ・障スポ局

(一) 第八十回国民スポーツ大会に関する事項

(二) 第二十五回全国障害者スポーツ大会に関する事項

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

青森県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第七号

青森県職員定数条例の一部を改正する条例

青森県職員定数条例（昭和二十四年九月青森県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十一号中「一、二七〇人」を「一、三三二人」に、「一、二四六人」を「一、二九八人」に改め、同項中「五、四〇八人」を「五、四六〇人」に改める。

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

青森県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第八号

青森県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

青森県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成二十一年十二月青森県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（設置等）」に改め、同条中「並びに青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）第三十六条第一項、第四十一条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第四十三条第二項及び第四十六条第三項」を「及び青森県個人情報の保護に関する条例（令和五年 月青森県条例第 号）第十六条」に改め、「及び個人情報の保護制度」を削り、同条に次の一項を加える。

2 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。）第百五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の規定による諮問に応じて調査審議を行う同項の機関は、審査会とする。

第五条第一項中「及び青森県個人情報保護条例第三十六条第一項」を「並びに個人情報保護法第百五条第三項において読み替えて準用する同条第一項及び第一条第二項」に、「同条例第二条第二号に規定する実施機関」を「青森県個人情報の保護に関する条例第三条第一項に規定する県の機関等」

に、「青森県個人情報保護条例第十七条第一項、第三十条第一項若しくは第三十五条の二」を「個人情報保護法第七十八条第一項第四号、第九十四条

第一項若しくは第百二条第一項」に、「同条例第二条第五号」を「個人情報保護法第六十条第一項」に改め、同条第三項中「青森県個人情報保護条例第十七条第一項、第三十条第一項若しくは第三十五条の二」を「個人情報保護法第七十八条第一項第四号、第九十四条第一項若しくは第百二条第一項」に改める。

第六条第一項中「与えるよう努めるものとする」を「与えなければならぬ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第六条第二項を次のように改める。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

第七条中「前条第一項」を「前条第一項本文」に改める。

第八条第一項中「又は第六条第三項」を「若しくは第六条第三項」に、「から資料又は」を「から資料若しくは」に、「とき」を「とき、又は個人情報保護法第百六条第二項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第八十一条第三項において準用する同法第七十四条若しくは同項において準用する同法第七十六条の規定により審査関係人から主張書面若しくは資料の提出があったとき」に、「当該資料又は意見書」を「当該資料、意見書又は主張書面」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された資料若しくは意見書の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該資料若しくは意見書の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

第八条第三項中「させよう」を「させ、若しくは同項の規定による交付をしよう」に、「閲覧に」を「閲覧若しくは交付に」に、「又は意見書」を

「、意見書又は主張書面」に改め、「審査請求人等」の下に「又は審査関係人」を加える。

第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

(適用除外)

第十二条 個人情報保護法第百五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の規定による諮問に応じて行う調査審議については、第五条第四項、第六条、第八条第二項及び第十条の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の青森県情報公開・個人情報保護審査会条例の規定は、青森県情報公開条例(平成十一年十二月青森県条例第五十五号)第十七条第一項の規定による諮問がこの条例の施行の日以後にあった場合及び個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第百五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の規定による諮問があった場合について適用し、同条例第十七条第一項の規定による諮問が同日前であった場合及び青森県個人情報の保護に関する条例(令和五年 月青森県条例第 号)附則第二項の規定による廃止前の青森県個人情報保護条例(平成十年十二月青森県条例第五十七号)第三十六条第一項(青森県個人情報の保護に関する条例附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による諮問があった場合については、なお従前の例による。

(青森県附属機関に関する条例の一部改正)

3 青森県附属機関に関する条例(昭和三十六年一月青森県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二青森県行政不服審査会の項中「事項」の下に「（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十六条第一項の審査請求に係る事項を除く。）」を加える。

（青森県行政不服審査提出書面等交付手数料等の徴収に関する条例の一部改正）

4 青森県行政不服審査提出書面等交付手数料等の徴収に関する条例（平成二十八年三月青森県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「法第九条第三項」の下に「及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十六条第二項」を加える。

第三条中「第九条第三項」の下に「又は個人情報の保護に関する法律第六十六条第二項」を加え、「同条第一項」を「法第九条第一項」に、「」は「を」若しくは青森県情報公開・個人情報保護審査会（青森県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成二十一年十二月青森県条例第九十号）第一条第一項に規定する青森県情報公開・個人情報保護審査会をいう。）は」に改める。

（青森県住民基本台帳法施行条例の一部改正）

5 青森県住民基本台帳法施行条例（平成十四年七月青森県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第一条」を「第一条第一項」に改める。

青森県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第九号

青森県情報公開条例の一部を改正する条例

青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同号の次に次の二号を加える。

二 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符
号

三 法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

第七条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を削る。

第八条第二項中「前条第三号」を「前条第一号」に改める。

第九条中「第七条第一号又は第二号に該当する」を「第七条第二号に掲げる」に改める。

第十三条第二項第一号中「第七条第三号ロ、同条第四号ただし書又は同条第八号ただし書」を「第七条第一号ロ又は同条第三号ただし書」に改める。

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の青森県情報公開条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後になされた開示請求(青森県情報公開条例第六条第一項に規定する開示請求をいう。以下同じ。)について適用し、施行日前になされた開示請求については、なお従前の例による。

(青森県職員倫理条例の一部改正)

3 青森県職員倫理条例(平成十二年十月青森県条例第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第三号及び第四号」を「第一号及び第三号(イに係る部分に限る。)」に改める。

(青森県職員倫理条例の一部改正に伴う経過措置)

4 前項の規定による改正後の青森県職員倫理条例第六条第二項の規定は、施行日以後になされた開示請求について適用し、施行日前になされた開示請求については、なお従前の例による。

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

青森県知事 三村申吾

青森県条例第十号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成十一年十二月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条第六号中「第六十条」を「第六十条第一項及び第二項」に改める。

第二十四条第一項中「もの」の下に「（旅券法施行規則（令和四年外務省令第十号）第一条第二号に規定する電子手続により行う同法第三条第一項の規定による一般旅券の発給の申請並びに同法第十七条第一項の規定による一般旅券の紛失及び焼失の届出に係るものであって、同市又は同町の区域に住所又は居所の所在地がある者に係るものを除く。）」を加え、同項第一号中「認定並びに」を「認定、」に、「人違いでない」を「本人である」に改め、「要求」の下に「並びに同条第五項の規定による現有旅券の確認」を加え、同項第二号中「交付」の下に「及び同法第八条第二項の規定による現有旅券の返納」を加え、同項第三号を削り、同項第四号中「出頭」を「自ら届け出ること」に、「人違いでない」を「本人である」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「及び」を「並びに」に、「消印がされた」を「一般旅券への消印及び」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「第一号から第三号までに掲げる事務に係る」を削り、「（平成元年外務省令第十一号）第三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）」を「第七條第一項」を「第七條第一項及び第四項」を「第十一条第一項」に、「受領証」を「一般旅券受領証」に改め、同号を同項第五号とする。

第三十九条第一号、第八号及び第十五号中「公告」を「公表」に改める。

第四十四条中「第四十五条第一項」を「第五十七条第一項」に改め、同条第一号中「第十一条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条第二号中「第十二条」を「第十四条」に改め、同条第三号中「第十三条第一項」を「第十五条第一項及び第二項」に、「及び同条第二項」を「並びに同条第三項」に改め、同条第四号中「第十四条」を「第十六条」に改め、同条第五号中「第十五条第二項」を「第十七条第二項」に改め、同条第六号中「第十六条」を「第十八条」に改め、同条第七号中「第十七条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条第八号中「第二十一条第三項」を「第二十八条

第三項」に改め、同条第九号中「第二十三条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条第十号中「第二十四条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条第十一号中「第二十五条第一項」を「第三十二条第一項」に改める。

附 則

この条例中第十六条及び第三十九条の改正規定は公布の日から、第二十四条の改正規定は令和五年三月二十七日から、第四十四条の改正規定は同年七月一日から施行する。

青森県一般旅券発給手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十一号

青森県一般旅券発給手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県一般旅券発給手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「発給、」を「発給及び」に改め、「及び同項第五号に規定する一般旅券の査証欄の増補」を削る。

第二条を次のように改める。

（手数料の納入）

第二条 別表に掲げる者は、同表に定める手数料を納入しなければならない。

第三条に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、法第二十条第一項第一号から第三号までに規定する一般旅券の発給の申請をするときは、青森県収入証紙による納入の方法によらないことができる。

本則に次の一条を加える。

（手数料の減免）

第四条 知事は、大規模な災害に際して申請者の経済的負担の軽減を図るために特に必要があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第二条関係）

手数料を納入すべき者	手数料	
	名称	金額
一 法第二十条第一項第一号から第三号までに規定する一般旅券の発給の申請をする者	一般旅券発給手数料	二千元 （同条第二項の規定の適用を受ける場合には、四千元）
二 法第二十条第一項第四号に規定する一般旅券の渡航先の追加の申請をする者	一般旅券渡航先追加手数料	三百円

附 則

1 この条例は、令和五年三月二十七日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、規則で定める日から施行する。

2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県公害防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第十二号

青森県公害防止条例の一部を改正する条例

青森県公害防止条例（昭和四十七年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中備考以外の部分を次のように改める。

別表第一 ばい煙関係施設（第十八条関係）

施設の名称	施設の規模
廃棄物焼却炉	火格子面積が一平方メートル以上二平方メートル未満であるか、又は焼却能力が一時間当たり一〇〇キログラム以上二〇〇キログラム未満であること。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

青森県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十三号

青森県立自然公園条例の一部を改正する条例

青森県立自然公園条例（昭和三十六年十月青森県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第九条」を「第十条」に、「第十条―第二十条」を「第十一条―第二十七条」に、「第二十一条―第二十七条」を「第二十八条―第三

十四条」に、「第二十八条―第三十一条」を「第三十五条―第三十八条」に、「第七章 風景地保護協定（第三十二条―第三十七条）」を「第七章

第八章

質の高い自然体験活動の促進のための措置（第三十九条―第四十三条）

に、「第八章」を「第九章」に、「第三十八条―第四十三条」を「第五十条―

風景地保護協定（第四十四条―第四十九条）

第五十五条」に、「第九章」を「第十章」に、「第四十四条―第四十六条」を「第五十六条―第五十九条」に、「第十章」を「第十一章」に、「第四

十七条―第五十二条」を「第六十条―第六十五条」に改める。

第三条中「おいて」の下に「努めるとともに、相互に連携を図りながら協力するよう」を加える。

第八条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 公園計画は、自然公園ごとに、当該自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項そ

の他必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。

第九条第二項中「前条第二項」を「前条第四項」に改める。

第五十二条中「第十一条第八項、第十四条又は第十五条第二項」を「第十三条第八項、第十六条又は第十七条第二項」に、「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改め、同条を第六十五条とし、第五十一条を第六十四条とする。

第五十条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「第十七条第一項」を「第二十四条第一項若しくは第二項若しくは第四十三条第一項」に、「同項」を「これら」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第二十三条第一項」を「第三十条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第二十三条第五項」を「第三十条第五項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「第二十五条第一項」を「第三十二条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第五号中「第二十五条第二項」を「第三十二条第二項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第六号中「第二十七条第一項第一号」を「第三十四条第一項第一号」に、「者」を「とき。」に改め、同条第七号中「第二十七条第二項」を「第三十四条第二項」に改め、「同条第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第八号中「第四十四条第五項」を「第五十六条第五項」に、「者」を「とき。」に改め、同条を第六十三条とする。

第四十九条中「第十二条、第二十三条第二項又は第四十一条」を「第十四条、第三十条第二項又は第五十三条」に、「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改め、同条を第六十二条とする。

第四十八条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「第十一条第五項」を「第十三条第五項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第十一条第九項」を「第十三条第九項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「第十二条」を「第二十九条」に、「者」を「とき。」に改め、同条を第六十一条とする。

第四十七条中「第十六条又は第二十四条第一項の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」

に改め、同条に次の各号を加える。

一 第十八条又は第三十一条第一項の規定による命令に違反したとき。

二 第二十八条第三項の規定に違反したとき。

第四十七条を第六十条とする。

第十章を第十一章とする。

第九章中第四十六条を第五十九条とする。

第四十五条第一項中「第二十一条第三項」を「第二十八条第三項」に、「第二十二条」を「第二十九条」に、「第二十三条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同条を第五十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(利用の増進のための情報の提供等)

第五十八条 県は、自然公園の利用の増進に資するため、県内外における自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。

第四十四条を第五十六条とする。

第九章を第十章とする。

第八章中第四十三条を第五十五条とし、第四十二条を第五十四条とし、第四十一条を第五十三条とする。

第四十条中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改め、同条を第五十二条とする。

第三十九条第三号から第五号までを削り、同条第六号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条に次の一項を加える。

2 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

二 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

三 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第三十九条を第五十一条とする。

第三十八条第一項中「次条各号」を「次条第一項各号」に改め、同条を第五十条とする。

第八章を第九章とする。

第三十七条中「第三十五条」を「第四十七条」に改め、第七章中同条を第四十九条とする。

第三十六条中「第三十二条第二項」を「第四十四条第二項」に改め、同条を第四十八条とし、第三十五条を第四十七条とする。

第三十四条中「第三十二条第五項」を「第四十四条第五項」に改め、同条第二号中「第三十二条第三項各号」を「第四十四条第三項各号」に改め、

同条を第四十六条とし、第三十三条を第四十五条とする。

第三十二条第一項中「第三十八条第一項」を「第五十条第一項」に、「第三十九条第一号」を「第五十一条第一項第一号」に、「公園の」を「自然

公園の」に改め、同条を第四十四条とする。

第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章 質の高い自然体験活動の促進のための措置

(協議会)

第三十九条 自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必

要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該市町村

二 当該自然公園の区域内において自然体験活動の促進に関する事業（以下「自然体験活動促進事業」という。）を実施し、又は実施すると見込まれる者

三 当該市町村の区域内の施設、土地又は木竹であつて自然体験活動促進事業に係るものの所有者、使用及び収益を目的とする権利を有する者又は管理者

四 その他当該市町村が必要と認める者

3 第十九条第三項から第九項までの規定は、第一項に規定する協議会について準用する。この場合において、同条第三項中「公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善」とあるのは「自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者は、当該自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする地域における質の高い自然体験活動の促進」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第三十九条第一項」と、同条第五項中「当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第二項第三号」とあるのは「当該自然公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者及び第三十九条第二項第三号」と読み替えるものとする。

（自然体験活動促進計画の認定）

第四十条 前条第一項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画（以下「自然体験活動促進計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することが

できる。

2 自然体験活動促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 自然体験活動促進計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）

二 計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針

三 自然体験活動促進計画の目標

四 前号の目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容及び実施主体

五 計画期間

六 その他規則で定める事項

3 知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る自然体験活動促進計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 公園計画に照らして適切なものであること。

二 当該自然体験活動促進計画の実施が計画区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。

三 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5 知事は、第三項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る自然体験活動促進計画の概要を公表しなければならない。

(認定を受けた自然体験活動促進計画の変更)

第四十一条 前条第三項の認定を受けた自然体験活動促進計画の変更をしようとするときは、第三十九条第一項に規定する協議会において当該変更に係る自然体験活動促進計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第三項の認定(前項の変更の認定を含む。以下同じ。)を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。

(認定の取消し)

第四十二条 知事は、第四十条第三項の認定を受けた自然体験活動促進計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項において「認定自然体験活動促進計画」という。)が第四十条第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第四十三条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第四十条第三項の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十一条中「第二十九条第二項」を「第三十六条第二項」に改め、第六章中同条を第三十八条とし、第二十八条から第三十条までを七条ずつ繰り下げる。

第二十七条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「おこさせる」を「起こさせる」に改め、同項第二号中「けんお」を「嫌悪」に、「客引し」を「客引きをし」に改め、同項に次の一号を加える。

三 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌を与えること又は野生動物に著しく接近し、若しくはつきまとうことであつて、当該自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

第二十七条第二項中「前項第二号」の下に「又は第三号」を加え、第五章中同条を第三十四条とし、第二十六条を第三十三条とする。

第二十五条第一項中「第二十一条第三項」を「第二十八条第三項」に、「第二十三条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同条第二項中「第二十一条第三項、第二十三条第二項」を「第二十八条第三項、第三十条第二項」に、「第二十一条第三項各号若しくは第二十三条第一項各号」を「第二十一条第三項各号若しくは第三十条第一項各号」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十四条第一項中「第二十一条第三項」を「第二十八条第三項」に、「第二十九条」を「第二十九条」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十三条第七項第一号中「執行」の下に「又は認定利用拠点整備改善事業」を加え、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「第三十二条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 認定自然体験活動促進事業として行う行為

第二十三条を第三十条とし、第二十二條を第二十九条とする。

第二十一条第三項に次の一号を加える。

十六 知事が指定する道路（主として歩行者の通行の用に供するものであつて、舗装がされていないものに限る。）において車馬を使用すること。

第二十一条第八項第一号中「執行」の下に「又は認定利用拠点整備改善事業（認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。以下同じ。）」を加え、同項第二号中「第二十九条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「第三十二条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 認定自然体験活動促進事業（第四十二条第一項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第三十九条第二項第二号に規定する自然体験活動促進事業をいう。以下同じ。）として行う行為

第二十一条を第二十八条とする。

第四章中第二十条を第二十七条とする。

第十九条中「第十一条」を「第十三条」に改め、同条を第二十六条とする。

第十八条中「第十一条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条を第二十五条とする。

第十七条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第二十条第四項の認定を受けた者に対し、認定利用拠点整備改善計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第十七条を第二十四条とする。

第十六条中「第十一条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条を第十八条とし、同条の次に次の五条を加える。

（協議会）

第十九条 自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該自然公園の区域内における第三十三条第一項に規定する集団施設地区その他の自然公園の利用のための拠点（以下「利用拠点」という。）となる区域（以下「利用拠点区域」という。）について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 当該市町村

二 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行すると見込まれる者

三 当該利用拠点区域内の施設、土地又は木竹であつて利用拠点の整備改善に関する事業（以下「利用拠点整備改善事業」という。）に係るもの所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者

四 その他当該市町村が必要と認める者

3 当該自然公園の区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあつては、市町村に対して、第一項に規定する協議会を組織するよう要請することができる。

4 市町村は、第一項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第二項第三号に掲げる者であつて第一項に規定する協議会の構成員でないものは、同項の規定により協議会を組織する市町村に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

6 前項の規定による申出を受けた市町村は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない。

7 第一項に規定する協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めること

ができる。

8 第一項に規定する協議会において協議が調った事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、第一項に規定する協議会の運営に関し必要な事項は、当該協議会が定める。

(利用拠点整備改善計画の認定)

第二十条 前条第一項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の自然公園の区域内における利用拠点区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画（以下「利用拠点整備改善計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 利用拠点整備改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 利用拠点整備改善計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）

二 計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な方針

三 利用拠点整備改善計画の目標

四 前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期

五 第十三条第二項の認可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第三項各号に掲げる事項

六 第十三条第五項の認可又は同条第八項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第三項各号に掲げる事項のうち変更に

係るもの

七 計画期間

八 その他規則で定める事項

3 利用拠点整備改善計画は、景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第一項に規定する景観計画に適合するものでなければならない。

4 知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 公園計画に照らして適切なものであること。

二 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。

三 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

6 知事は、第四項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。
（認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更）

第二十一条 前条第四項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更をしようとするときは、第十九条第一項に規定する協議会において当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第四項の認定（前項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。

(認定の取消し)

第二十二條 知事は、第二十条第四項の認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定利用拠点整備改善計画」という。）が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(認可等の特例)

第二十三條 利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が、その利用拠点整備改善計画について第二十条第四項の認定を受けたときは、認定利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、第十三條第二項若しくは第五項の認可を受け、又は同条第八項の規定による届出をしななければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

第十五條第一項及び第二項中「第十一条第二項」を「第十三條第二項」に改め、同条第三項中「第十一条第二項の」を「第十三條第二項の」に改め、同項第一号中「第十一条第五項」を「第十三條第五項」に改め、同項第二号中「第十一条第九項」を「第十三條第九項」に改め、同項第三号中「第十二條」を「第十四條」に改め、同項第四号中「第十一条第二項」を「第十三條第二項」に改め、同条を第十七條とし、第十四條を第十六條とする。

第十三條第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第十一条第二項」を「第十三條第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

公園事業者が県以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

第十三條を第十五條とし、第十二條を第十四條とし、第十一条を第十三條とし、第十条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(協議会による決定等の提案)

第十二条 第十九条第一項に規定する協議会は、知事に対し、第二十条第一項に規定する利用拠点整備改善計画の作成のために必要な公園事業の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園事業の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園事業の決定又は変更をしないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

第三章中第九条の次に次の一条を加える。

(協議会による変更の提案)

第十条 第十九条第一項に規定する協議会は第二十条第一項に規定する利用拠点整備改善計画について、第三十九条第一項に規定する協議会は第四十条第一項に規定する自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために必要な公園計画の変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更をしないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

附 則

この条例は、令和五年七月一日から施行する。

青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十四号

青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「千八百円」を「千四百円」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

青森県道路法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十五号

青森県道路法施行条例の一部を改正する条例

青森県道路法施行条例（平成二十四年十二月青森県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第七条関係）

法第三十二条 第一項第二号 に掲げる物件									
広告塔	その他のもの	外径が〇・〇七メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの
表示面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年					長さ一メートルにつき一年			
一、八〇〇円	一、〇〇〇円	二二円	三〇円	四五円	六一円	九一元	一一〇円	二二〇円	三〇〇円
八七〇円	八五〇円	一八円	二六円	三八円	五一円	七七円	一〇〇円	一八〇円	二六〇円
五九〇円	七八〇円	一六円	二三円	三五円	四七円	七〇円	九三円	一六〇円	二三〇円

政令第七条第一号に掲げる物件		旗さお		標識	看板（アーチであるものを除く。）		法第三十二条第一項第六号に掲げる施設		その他のもの		
					一時的に設けるもの	その他のもの	その他のもの	地下に設ける通路			
幕（政令第七条第四号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	その他のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	一時的に設けるもの	その他のもの	その他のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他のもの	地下に設ける通路	
	その面積一平方メートルにつき一月	その面積一平方メートルにつき一日	一本につき一月	一本につき一日	一本につき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一月	表示面積一平方メートルにつき一月	表示面積一平方メートルにつき一日	一、〇〇〇円	五四〇円
一八〇円	一八円	一八〇円	一八円	一八〇円	一、八〇〇円	一八〇円	一八〇円	一八円	一八円	一、〇〇〇円	五四〇円
八七円	九円	八七円	九円	六八〇円	八七〇円	八七円	八七円	九円	九円	八五〇円	二六〇円
五九円	六円	五九円	六円	六二〇円	五九〇円	五九円	五九円	六円	六円	七八〇円	一八〇円

施設

その他のもの

建築物

その他のもの

政令第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場

トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの

上空に設けるもの

その他のもの

政令第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物

政令第七条第十二号に掲げる器具

トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの

上空に設けるもの

その他のもの

政令第七条第十四号に掲げる施設

占用面積二平方メートルにつき一年

Aに〇・〇一一を乗じて得た額

Aに〇・〇一四を乗じて得た額

Aに〇・〇一五を乗じて得た額

Aに〇・〇二二を乗じて得た額

Aに〇・〇一一を乗じて得た額

Aに〇・〇一四を乗じて得た額

Aに〇・〇一五を乗じて得た額

Aに〇・〇一五を乗じて得た額

Aに〇・〇一九を乗じて得た額

Aに〇・〇二二を乗じて得た額

Aに〇・〇二二を乗じて得た額

Aに〇・〇三一を乗じて得た額

Aに〇・〇二五を乗じて得た額

Aに〇・〇一五を乗じて得た額

Aに〇・〇一九を乗じて得た額

Aに〇・〇二二を乗じて得た額

Aに〇・〇二二を乗じて得た額

Aに〇・〇三一を乗じて得た額

Aに〇・〇三一を乗じて得た額

附 則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受けている占用の許可に係る占用料（青森県道路法施行条例第八条ただし書の規定の適用を受ける占用料のうち令和五年度以降の年度分に係るものを除く。）については、なお従前の例による。

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

青森県知事 三村申吾

青森県条例第十六号

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例

青森県港湾管理条例（昭和三十九年七月青森県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十四号中「年額 十九円」を「年額 二十一円」に、「二十七円」を「三十円」に、

外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	一メートルにつき	年額	四十一円
---------------------------	----------	----	------

を

外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	一メートルにつき	年額	四十五円
---------------------------	----------	----	------

に、「五十五円」を「六十一円」に、「八十二円」

を「九十一円」に、「年額 百十円」を「年額 百二十円」に、「百九十円」を「二百十円」に、「二百七十円」を「三百円」に、「五百五十円」を

「六百十円」に、「十四円」を「十六円」に、「二十円」を「二十三円」に、「三十円」を「三十五円」に、

外径が〇・一五メートル以上 〇・二メートル未満のもの	一メートルにつき	年額	四十一円
-------------------------------	----------	----	------

を

外径が〇・一五メートル以上 〇・二メートル未満のもの	一メートルにつき	年額	四十七円
-------------------------------	----------	----	------

に、「六十一円」を「七十円」に、「八十一円」を

「九十三円」に、「百四十円」を「百六十円」に、「二百円」を「二百三十円」に、「四百十円」を「四百七十円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日の翌日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受けている港湾施設用地の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

青森県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十七号

青森県都市公園条例の一部を改正する条例

青森県都市公園条例（昭和五十三年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二号アの表中「九百十円」を「千円」に、「三百八十円」を「四百二十円」に、「一平方メートルにつき一日 十九円」を「一平方メートルにつき一日 十八円」に、「百九十円」を「百八十円」に、「七百三十円」を「八百十円」に、「九十八円」を「九十一円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている変圧器その他これに類するもの及び公衆電話所、郵便差出箱並びに標識の占用の許可又は現に成立しているこれらの占用の協議に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に受けている競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのため特定公園施設以外に設けられる仮設工作物、工事用施設及び工事用材料置場並びに地下に設けられる公共駐車場の占用の許可又は現に成立しているこれらの占用の協議に係る使用料のうち、この条例の施行の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十八号

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例

青森県学校職員定数条例（昭和三十六年三月青森県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一項の表中「二、三一三人」を「二、二〇五人」に、「一九〇人」を「一八七人」に、「一、二二六人」を「一、二〇七人」に、「三、九七六人」

を「二、九七七人」に、「四、六五六人」を「四、五九四人」に、「二一、三七五人」を「二一、一九四人」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

青森県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十九号

青森県立学校設置条例の一部を改正する条例

青森県立学校設置条例（昭和三十九年四月青森県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

表第一号中

青森県立金木高等学校	五所川原市
青森県立木造高等学校	つがる市
青森県立鱒ヶ沢高等学校	西津軽郡鱒ヶ沢町
青森県立板柳高等学校	北津軽郡板柳町
青森県立鶴田高等学校	北津軽郡鶴田町

を

青森県立木造高等学校	つがる市
青森県立鱒ヶ沢高等学校	西津軽郡鱒ヶ沢町

に、

青森県立三本木高等学校	十和田市
青森県立十和田西高等学校	十和田市

を

青森県立三本木高等学校	十和田市
-------------	------

に、

青森県立七戸高等学校	上北郡七戸町
青森県立六戸高等学校	上北郡六戸町

を

青森県立七戸高等学校	上北郡七戸町
------------	--------

に、

青森県立柏木農業高等学校	平川市
青森県立三本木農業高等学校	十和田市

を

青森県立柏木農業高等学校	平川市
--------------	-----

に、

青森県立青森工業高等学校	青森市
青森県立五所川原工業高等学校	五所川原市

を

青森県立青森工業高等学校	青森市
--------------	-----

に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

青森県条例第二十号

青森県知事 三 村 申 吾

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第一百一号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十九号を第二十一号とし、第四号から第十八号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 法第七十五条の十二第一項の規定による特定自動運行の許可に関する事務

五 法第七十五条の十六第一項の規定による特定自動運行計画の変更の許可に関する事務

別表中第二十八号を第三十号とし、第七号から第二十七号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

<p>七 法第七十五条の十二第一項の規定による特定自動運行の許可を受けようとする者</p>	<p>特定自動運行許可申請手数料</p>		<p>七万九千二百円</p>
<p>八 法第七十五条の十六第一項の規定による特定自動運行計画の変更の許可を受けようとする者</p>	<p>特定自動運行計画変更許可申請手数料</p>		<p>七万八千五百円</p>

別表の備考の第二号及び第三号中「第十八号」を「第二十号」に改め、同備考の第四号及び第五号中「第二十号」を「第二十二号」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

青森県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十一号

青森県議会委員会条例の一部を改正する条例

青森県議会委員会条例（昭和三十一年九月青森県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表文教公安委員会の項中「教育委員会」を「国スポ・障スポ局、教育委員会」に改める。

附 則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 改正前の青森県議会委員会条例第二条に規定する文教公安委員会（以下「旧委員会」という。）の委員（委員長及び副委員長含む。以下同じ。）

は、改正後の青森県議会委員会条例第二条に規定する文教公安委員会の委員となるものとし、その任期は、旧委員会におけるその委員の残任期間とする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円